

(様式1-3)

福島県(双葉町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和4年7月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(双葉町)【基金型】	事業番号	(5)-40-1
交付団体		双葉町	事業実施主体(直接/間接)		
総交付対象事業費		(150,000(千円)) 180,000(千円)	全体事業費		(150,000(千円)) 180,000(千円)

帰還・移住等環境整備に関する目標

双葉町では東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内での農地及びびかんがい施設の維持管理が行われていない期間が長期間となり、令和4年8月30日に予定されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開に大きな支障となっている。

このため、本事業により営農再開を予定している農地の整備や土地改良施設の補修を行い、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開が実現可能な状況を構築し、復興再生組合等における営農再開に寄与することで住民の帰還促進と地域農業の再建を図る。

事業概要

特定復興再生拠点整備区域の水田再生活用拠点・次世代園芸チャレンジ拠点については、長期間の避難指示により農業水利施設(頭首工及び取水口、用排水路、ため池、ゲート等)が適正に管理出来ない状況であったため、施設機能が著しく低下しているため農業用水の適正な取水、通水量の調整及び確保が出来ない状況となっている。

そのため、エリア内にある農業水利施設の現状を把握するため、点検、除草、保全管理と設計を行い、これに基づき補修及び補強工事を実施し、併せて営農再開に即した新たな水利用となることから、水管理及び施設管理体制についても検討を行うことで、営農が再開出来る環境を整備促進させるものである。

○両竹工区

- ・農業水利施設の施設点検・除草・保全管理、施設設計及び補修・補強工 N=1式

○羽鳥工区

- ・農業水利施設の施設点検・除草・保全管理、施設設計及び補修・補強工 N=1式

○中田工区

- ・農業水利施設の整備工 N=1式

「双葉町・特定復興再生拠点区域再生計画」令和4年8月30日の避難指示の解除を予定。

当面の事業概要

<平成31年度~令和4年度>

1. 施設点検・除草・保全管理 : N=1式
2. 施設設計 : N=1式
3. 補修・補強工 : N=1式

<令和4年度~令和5年度>

1. 補修・補強工 : N=1式

地域の帰還・移住等環境整備との関係

双葉町の特定復興再生拠点区域の営農再開には、農業用水を営農再開するほ場まで安定供給させることが急務であり、最も重要な整備である。

そのため、営農再開に向けた準備を行い、帰還環境整備の促進に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性